

No.	市町村名	実施	一般 不妊治療	特定 不妊治療	男性 不妊治療	開始時期	助成対象治療 (保険適用)	助成対象治療 (保険適用外)	助成対象治療(検査)詳細(現状)	助成額(1年度)	助成期間	妻の年齢制限の有無	婚姻関係	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考
5	甲斐市	実施	○	○	○	・H18.4.1:特定 ・R2.4.1:一般 R3.3.30:助成対象要件の緩和(令和3年1月1日以降に治療終了)	○	○	・特定不妊治療 (体外受精又は顕微授精) ・一般不妊治療 (タイミング療法・排卵誘発法・人工授精)	・1回につき10万円を上限(特定) ・1回につき5万円を上限(一般) ・特定不妊治療を県外医療機関で受けた場合のみ1回につき一律2万円	・特定:助成回数:通算6回(初回助成の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合には3回)以内。 ・一般:助成回数:1年度につき申請は1回。1人合計3回(3年度分)。 ・助成期間:なし ・特定不妊治療及び一般不妊治療の助成を受けた後、出産した場合、これまで受けた助成回数をリセットすることができる。※リセット後に初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢で再決定する。	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	・なし	市税を滞納していない夫婦	1年以上	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とする。
6	中央市	実施	○	○	○	H19.4.1 H27.4.1:男性不妊治療 H29.4.1:一般不妊治療	○	○	・一般・特定不妊治療 ・男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	1年度2回。医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき10万円を限度。(男性不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1で1回の治療につき限度額5万円を上乗せする。)	通算5年間	なし	法律婚が対象	なし	市税等を滞納していないこと	申請日において、夫婦のどちらかが1年以上住民であること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。 申請期限は治療終了日から1年とする。
7	昭和町	実施	○	○	○	H19.7.1:特定不妊治療 R3.4.1:一般不妊治療、特定不妊治療助成要件一部改正 R4.4.1:助成対象条件の一部改正	×	○	・特定不妊治療 ・一般不妊治療 ・先進医療 ※凍結保存料は含まれない	1年度2回まで。医療費の自己負担額の2分の1(100円未満は切捨て)で、1年度に20万円を上限。	・期限なし ・助成回数は10回まで	なし	法律婚、事実婚が対象	なし	町税等の滞納がないこと	夫婦のどちらかが1年以上住民であること	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を対象とする。 ・申請期限は治療終了日から1年とする。
8	山梨市	実施	○	○	○	H20.4.1:開始 R4.4.1:妊活応援事業へ事業名を変更し助成内容を拡充。 R6.4.1:改正	○	○	不妊治療全般、不育症治療、不妊症・不育症検査	不妊治療は50万円、不育症治療は15万円、不妊症・不育症検査は5万円を年度の上限に助成。	・治療や検査が行われた日の属する年度の翌年度末まで ・助成回数の制限なし	なし	法律婚、事実婚が対象	なし	有(市税等の滞納がないこと)	夫婦の双方が1年以上住民であること	他の助成事業や制度で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額を助成対象とする。
9	笛吹市	実施	○	○	○	H19.4.1	○	○	不妊治療全般	1年度につき2回まで申請可。1回につき10万円を上限とし、不妊治療に要した自己負担額の2分の1の額を助成。 ※文書料等の直接治療に関係のない費用は対象外	通算5年間	なし	法律婚が対象	なし	あり(市税等の滞納がないこと)	主に不妊治療を受けている者が、申請時に1年以上、継続して市に住民票を有していること。	医療保険各法又は他の制度による給付を受けた場合は、自己負担額(治療費)からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額(上限10万円)とする。
10	甲州市	実施	○	○	○	H18.4.1	○	○	・一般不妊治療 ・生殖補助医療 ・男性不妊治療(不妊治療に至る過程の一環として行われる手術)	治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、15万円を上限 ※凍結保存料は対象外 ※文書料等の直接治療に関係のない費用は対象外	通算6回	初回治療を開始した日の妻の年齢が42歳までであること	法律婚	なし	市税等を滞納していないこと	夫婦のいずれかが継続して1年以上住所を有する	医療保険各法や制度による療養費の給付を受けた場合は、その額を控除した額の2分の1が上限15万円を助成する。
11	市川三郷町	実施	○	○	○	H20.4.1	○	○	不妊治療(全般)	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、40万円を上限	通算5年間	なし	法律婚のみ(事実婚は対象外。)	なし	町税等を滞納していないこと	申請前1年以上継続して住所を有し、居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
12	早川町	未実施	×	×	×												
13	身延町	実施	○	○	○	H21.4.1	○	○	不妊治療全般	1年度1回、50万円を上限	通算5回	なし	戸籍謄本等により婚姻の確認ができる夫婦が対象。	なし	夫婦共に町民税等の滞納がないこと	夫婦共に申請日前1年以上前から引き続き町内に居住	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合はその額を控除した額とする。
14	南部町	実施	○	○	○	H21.4	○	○	不妊治療(全般)	夫婦間の治療であり男性の不妊治療と併せて自己負担額の2分の1、年間20万円を限度額とし1年度1回	通算5年間	なし	法律婚	なし	夫婦ともに町民税等の滞納がないこと	申請日から1年以上前から引き続き南部町内に居住	夫婦間の治療に限る。 代理出産、第3者からの精子、卵芽の治療は不可。各種保険法、国又は地方公共団体が負担する額を対象費用から控除する。
15	富士川町	実施	○	○	○	H20.4.1	○	○	不妊治療	1年度1回、自己負担額の2分の1とし、20万円を上限	通算5年間	なし	法律上婚姻しているもの	なし	なし	夫婦どちらかが申請前1年以上継続して住所があること	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
16	富士吉田市	実施	○	○	○	H21.4.1	○	○	一般不妊治療(ホルモン療法、タイミング法、人工授精)・特定不妊治療(体外受精、顕微授精)等の不妊治療に係る治療費、検査料、直接治療に必要な凍結保存料等	1年度2回、1回につき10万円を上限	通算10回 (1年度に2回まで申請可)	なし	法律婚が対象	なし	有(市税完納)	1年以上居住	不妊治療を行った夫婦のいずれか又は双方が対象 医療保険各法や他の制度によりで給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。

No.	市町村名	実施	一般 不妊治療	特定 不妊治療	男性 不妊治療	開始時期	助成対象治療 (保険適用)	助成対象治療 (保険適用外)	助成対象治療(検査)詳細(現状)	助成額(1年度)	助成期間	妻の年齢制限の有無	婚姻関係	所得制限	滞納の有無	居住年数	備考
17	都留市	実施	○	○	○	H21.4.1:特定 H28.4.1:一般 R4.4.1:不育症 R5.4.1:特定に先進 医療を追加	○	○	・特定不妊治療(先進医療含む) ・一般不妊治療 ・不育症治療	・特定不妊(1回につき15万円を上限) ・一般不妊(1年につき10万円を上限) ・不育症(1回の妊娠期間につき1回、10万円を上限)	・特定不妊治療は通算6回(妻の治療開始時の年齢が40～42歳又は43歳以上で医師が治療の必要性を認めた場合は3回)。 ・一般不妊(年齢制限なし) ・不育症(通算5年間) ・不育症(制限なし)	・特定不妊(年齢制限なし) ・一般不妊(年齢制限なし) ・不育症(年齢制限なし)	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	なし	夫婦のいずれか又は双方が申請前に3か月以上市に住所を有していること	先進医療を含む申請時には県の助成事業の決定通知が必要。 他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額とする。
18	大月市	実施	○	○	○	H16.4.1	○	○	不妊治療(全般)	1年度30万円を限度	なし	なし	法律婚、事実婚の両方が対象。	なし	市税など滞納していないこと	1年以上戸籍上の夫又は妻が住民票を有する	他の助成事業で給付を受けたまたは、受けられる場合は、その額を控除した額とする。
19	上野原市	実施	不育症治療			H28.4.1:不育症	×	○	不育症治療	1回の妊娠期間の治療につき自己負担した治療費から県助成及び他の制度による助成金額を控除した額とし、10万円を限度とする。	不育治療:制限なし	なし	法律婚	対象者及びその配偶者の前年の所得の合計額が730万円未満	市税等を滞納していないこと	夫婦の一方又は双方が市内に住所を有していること。	山梨県不育症検査費助成事業による助成を受けていること。ただし県助成を受けた者のうち他の市町村の助成をうけた者を除く。
20	道志村	実施	○	○	○	R5.4.1 ※経過措置として、令和5年3月31日以前に治療を開始したものについては、改正前の道志村不妊治療費助成事業要綱の規定を適用する。 H23.4.1	○	○	・保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療、生殖補助医療の一環として受けた男性不妊治療 ・保険診療として受けた不妊治療と併用して実施される保険外診療(先進医療)を組み合わせて行う混合診療による不妊治療(R6.4.1以降に終了した不妊治療に適用)	年度の制限無し。 ・保険診療として受けた一般不妊治療や生殖補助医療は、16万円を上限。 ・男性不妊治療を行った場合は、16万円を上限に上乗せ。 ※個室使用料、文書料等の直接検査に関係のない費用は対象外	助成期間の規定はなし。 助成回数の上限なし。	なし	法律婚、事実婚の両方が対象	なし	有(村税完納)	・申請時に、夫婦二人とも1年以上継続して村内に住所がある夫婦 ※他の市町村で住民税が課税されている場合は、対象外。 ※他の市町村に住所がある方でも、道志村の住民税が課税されている場合は対象。	・他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を控除した額を対象とする。 ・高額療養費及び保険者からの附加給付等がある場合は、これを控除する。 ・保険外診療(先進医療を除く)のみで行う不妊治療や、保険診療と保険外診療(先進医療を除く)を組み合わせて行う混合診療による不妊治療は助成の対象外
21	西桂町	実施	○	○	○	H28.4	○	○	一般・特定不妊治療	不妊治療 1年度に1回・1回につき20万円上限 男性不妊治療 1年度に1回・1回につき10万円上限	通算5年	なし	法律婚のみ	なし	夫婦が町税等を滞納していないこと。	夫婦が1年以上居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
22	忍野村	実施	○	○	○	H25.4.1	○	○	不妊治療	1年度に1回・1回につき10万円上限	年度1回かつ5回を限度	なし	法律婚のみ該当	なし	有	夫婦のどちらかが1年以上居住	他の制度による助成を受けた場合は、その受けた額を控除した額を対象とする。
23	山中湖村	実施	○	○	○	H27.4.1:開始 R4.4.1:改正	○	○	不妊治療	1回につき20万円上限	・通算5回を限度 ・治療終了日から起算し、1年を経過した日までに申請。	なし	法律婚のみ	なし	有(夫婦が村税等を滞納していないこと)	申請を行う日の1年以上前から夫婦が居住	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
24	鳴沢村	実施	○	○	○	H28.4.1:開始 R6.12.2:改正	○	○	・特定不妊治療(不妊治療のうち体外受精及び顕微授精) ・不妊治療費(不妊治療に係る治療費、検査料及び直接治療に必要な凍結保存料)	・年度で夫婦合わせて20万円を上限。 ・年度内の回数制限無し。 ・自己負担した治療費の2分の1。	・助成回数の制限なし。 ・夫婦で通算100万円まで。 ・治療の終了後1年以内に申請。	なし	法律婚のみ対象	なし	村税等を滞納していないこと。	夫又は妻が不妊治療を受ける1年以上前から村内に居住していること。	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。
25	富士河口湖町	実施	○	○	○	H25.4.1:開始 H28.4.1:改正	○	○	・不妊治療(一般・特定) ・男性不妊治療(特定不妊治療にいたる過程の一環として行われる手術) ・不育症治療	・不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2 上限150,000円 ・男性不妊治療 1年度1回、自己負担額の1/2上限75,000円 ・不育症治療 1回の妊娠期間につき1回、自己負担額の1/2上限150,000円	通算5年間	なし	法律婚のみ	なし	有(夫婦共に町税等を滞納していないこと)	申請日の1年以上前から夫婦のどちらかが町に住所がある方	他の助成事業で給付を受けた場合は、治療費からその助成額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
26	小菅村	実施	○	○	○	H29.1.1～	○	○	不妊治療	1年度に1回、自己負担額の1/2、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	法律婚が対象	なし	村税等を滞納していない夫婦	申請書の提出日において1年以上前から夫婦が村内に居住し、住所を有している方	医療保険又は他の助成事業で給付を受けた場合はその助成額を除いた額に2分の1した額を対象とする。
27	丹波山村	実施	○	○	○	H28.4.1	○	○	不妊治療	1年度1回、1回につき10万円を上限	通算5年間	なし	法律上の婚姻	なし	村税等を滞納していない夫婦	申請日の1年以上前から村内居住し、住民票を有する夫婦	医療保険各法や他の制度により給付を受けた場合は、治療費からその額を控除した額の2分の1の額とする。